

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年8月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2000032 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2000043 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 13 年 5 月 1 日から平成 14 年 3 月 1 日まで  
② 平成 14 年 3 月 1 日から平成 15 年 12 月 1 日まで  
③ 平成 15 年 12 月 1 日から平成 16 年 11 月 1 日まで

A 社から派遣されて平成 16 年 10 月 31 日まで C 社の D として働いた。厚生年金保険の被保険者記録によると、A 社における被保険者資格の取得年月日は平成 14 年 3 月 1 日となっているが、請求期間①である平成 13 年 5 月 1 日から勤務して厚生年金保険に加入していたはずだ。また、自分では異動したつもりはないが、請求期間②は A 社、請求期間③は B 社において厚生年金保険に加入している。請求期間②及び請求期間③当時は、給与支給明細書 (以下「明細書」という。) を毎月 2 枚渡されており、現在記録されている A 社及び B 社に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低額になっている。今回、請求期間①、請求期間②及び請求期間③当時の銀行預金取引明細表を提出するので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された請求期間①当時の銀行預金取引明細表、雇用保険の加入記録及び同僚の回答により請求者が A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していたかについては不明と回答しており、請求者は、明細書を所持していないことから、厚生年金保険料が請求者の給与から控除されていたか確認できない。

また、E市の回答により請求者は、請求期間①において国民健康保険に加入し、請求期間①以前から加入している国民年金の被保険者として国民年金保険料を毎月納付していることがオンライン記録において確認できる。

さらに、請求期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が入社と同時に厚生年金保険に加入できたと思うと回答している一方、ほかの複数の同僚は、従業員によっては入社後すぐには加入していなかったと回答していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、前述の取引明細表により、請求期間①当時、請求者の口座にA社から給与が毎月振り込まれていたことは確認できるものの、請求期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる明細書等の資料がないため、当該振込記録のみでは、A社の給与から請求期間①における厚生年金保険料を控除されていたことを推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求者は、A社の請求期間②に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額と相違している旨主張しているところ、請求者から提出された請求期間②当時の銀行預金取引明細表から同社の給与振込日と同日又は近接した日において、同社の給与振込額とは別に毎月の振込み（平成15年7月10日は8万517円、その他の月は8万750円）が確認でき、振込元は同社の関連会社であると考えられるF社であることが推認される。

しかしながら、請求者は、明細書はA社から2枚渡されたとしているが、請求者が明細書を所持していないことから厚生年金保険料の控除について確認することができず、事業主は明細書が一月に複数枚になることがあったかどうか及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、A社から2枚の明細書を渡されたとする同僚は、会社からは節税対策と説明されF社分の明細書からの厚生年金保険料の控除はなかった旨回答及び陳述している。

このほか、現在のオンライン記録において確認できる請求者の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い厚生年金保険料の控除について確認ができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求者は、B社の請求期間③に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額と相違している旨主張しているところ、請求者から提出された請求期間③当時の銀行預金取引明細表から同社の給与振込日と同日において、同社の給与振込額とは別に毎月の振込み（平成16年8

月 10 日は 10 万 1,225 円、その他の月は 8 万 750 円) が確認でき、振込元は同社の関連会社であると考えられる G 社であることが推認される。

しかしながら、請求者は、明細書は B 社から 2 枚渡されたとしているが、請求者が明細書を所持していないことから厚生年金保険料の控除について確認することができず、元事業主は明細書が一月に複数枚になることがあったかどうか及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、公共職業安定所から提出された請求者の B 社に係る離職時の基本手当受給状況によると、離職時賃金日額から算出できる対象期間の給与月額平均額は、オンライン記録における標準報酬月額とほぼ同額となる。

このほか、現在のオンライン記録において確認できる請求者の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い厚生年金保険料の控除について確認ができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。